

横浜市介護職員住居借上支援事業補助金交付要綱

制定 平成 30 年 3 月 28 日 健高健第 1257 号（健康福祉局長決裁）
最近改定令和 2 年 3 月 30 日 健高健第 1647 号（健康福祉局長決裁）

（趣旨及び目的）

第 1 条 この要綱は、介護職員住居借上支援事業（以下「本事業」という。）の実施及び本事業に係る補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 本事業は、介護職員の住居借上を実施するための費用の補助を行うことにより、介護職員の人材確保と高齢化が進む地域での地域活動の担い手不足の解消を図ることを目的とする。

3 横浜市介護職員住居借上支援事業補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱における用語の定義は、補助金規則に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 介護施設 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護付有料老人ホーム、ケアハウス、認知症高齢者グループホーム、ショートステイを指し、それぞれ介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 25 項に規定する「指定介護老人福祉施設」及び「介護老人保健施設」、老人福祉法第 28 条の 4 に規定する「養護老人ホーム」、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 6 に規定する「軽費老人ホーム」のうち介護保険法第 8 条 11 項に規定する「特定施設入居者生活介護」、介護保険法第 8 条 20 項に規定する「認知症対応型共同生活介護」、老人福祉法第 20 条の 3 に規定する「老人短期入所施設」をいう。

(2) 介護実習生 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）第 8 条第 1 項で規定した、認定された技能実習の実施に関する計画により来日した技能実習を受ける者、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第 9 号に基づく特定活動で大学のカリキュラムで行うインターンシップなどの介護実習を受ける者及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき特定の産業上の分野を定める件第 1 条第 1 項に基づく介護分野の特定技能で来日する者をいう。

(3) 介護留学生 介護福祉士の合格を目指し、日本語学校や介護福祉士養成校に通い、日本の介護施設での就労を目指す者をいう。

（補助事業の内容等）

第 3 条 介護施設を経営する者による介護職員用住居借上を支援するために、必要な費用の補助を行うものとする。

（補助金交付対象者）

第 4 条 補助金の交付対象は、介護施設を経営する者であって、次の各号のすべてに該当する者（以下「事業実施者」という。）とする。

(1) 事業実施者が第 6 条で定める介護職員住居（以下「補助対象住居」という。）を借上げていること。

(2) 当該事業実施者が雇用・実習受入した介護職員（以下「補助対象介護職員」という。）

を前号の補助対象住居に居住させていること。補助対象介護職員が補助対象住居に複数で居住する場合には、補助対象介護職員1名につき1居室（リビング・ダイニング等を除く）を確保すること。

(3) 住居借上費用を本人に負担を求めないこと。ただし、事業実施者の負担額が本市の補助額を超える場合には、越えた額の範囲内で本人に負担を求めることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業実施者は、補助の対象としない。

(1) 不正又は不誠実な行為法令等に抵触するおそれがある者であって、現に関係機関が事実関係を調査中であるなど、本市の補助金交付相手方とすることにより市民の信頼を損ねると判断される者

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）に該当する者があるもの

（補助対象介護職員の要件）

第5条 補助対象介護職員は、介護施設に勤務している常勤介護職員、介護実習生及び介護留学生のうち、次のいずれかに該当する者とする。ただし、常勤介護職員及び介護実習生は1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者（ただし、介護留学生は週28時間を超えない範囲での勤務をしている者）とする。

(1) 事業実施者に新規（平成30年度以降）に雇用された者で、補助対象住居に入居している者

(2) 事業実施者の雇用開始日が属する会計年度から起算して、5年目の会計年度末までの者で、補助対象住居に入居している者。ただし、平成30年度以前から補助対象住居に入居している者は除く。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、補助対象介護職員としないものとする。

(1) 第10条に基づく補助の交付決定の対象となった補助対象介護職員が、当該交付決定を受けた際の補助対象住居を転居した場合。ただし、別の補助対象住居に転居した場合は除く。

3 補助対象介護職員は、補助対象住居近隣の自治会等で地域活動をするものとする。

（補助対象住居の要件）

第6条 補助対象住居は、都市再生機構、神奈川県住宅供給公社及び横浜市住宅供給公社が管理する市内の団地とする。ただし、施設の近隣（半径2km以内）に団地がない場合、施設の近隣（半径2km以内）にある団地に空きがない場合又は、施設の近隣（半径2km以内）にある団地が民間賃貸住宅と比べて賃借料、共益費（管理費）の合計額が高額な場合には、市長と協議の上、施設の近隣（半径2km以内）にある市内の民間賃貸住宅も補助対象団地とする。

（補助対象経費）

第7条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象介護職員向け住居借上にかかる当該年度における費用で、賃借料、共益費（管理費）、その他市長が認めるものとする。

（補助金の算定基準）

第8条 市長は、予算の範囲内において、別表1に定める基準額により算出した額を事業実施者に補助することができる。

2 前項の規定により算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切

り捨てるものとする。

- 3 補助対象介護職員が補助対象住居に複数で居住する場合は、補助対象介護職員ごとに別表1に定める基準額により算出した額を事業実施者に補助することができる。ただし、複数で居住する補助対象介護職員の補助金額の合計の上限は、当該賃借料等の合計額とする。
- 4 事業実施者が雇用年度ごとに申請できる補助対象介護職員の数は介護施設ごとに8名を上限とする。

(交付申請)

第9条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書（以下「申請書」という。）の提出期限は、毎年度4月末日とする。ただし、年度途中で第5条で定める補助対象介護職員が、補助対象住居に入居した場合は、入居した日の月末日までとする。また、事業実施年度内で提出期限を経過してから申請書を提出した場合は、申請書を提出した日を含む月から補助対象とする。

- 2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、横浜市介護職員住居借上支援事業補助金交付申請書（第1号様式及び別紙1、2）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長へ申請するものとする。

- (1) 補助金規則第5条第2項第1号に基づく書類
横浜市介護職員住居借上支援事業計画書（第2号様式）

- (2) 補助金規則第5条第2項第3号に基づく書類
横浜市介護職員住居借上支援事業収支予算書（第3号様式）

- 3 補助金規則第5条第2項第5号の規定により市長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類は、不動産賃貸借契約書、雇用・実習受入証明書（第11号様式）、住民票とする。

- 4 施設の近隣（半径2km以内）に対象団地がない場合、施設の近隣（半径2km以内）にある対象団地に空きがない場合又は、施設の近隣にある対象団地が民間賃貸住宅と比べて賃借料、共益費（管理費）の合計額が高額な場合で施設の近隣（半径2km以内）にある市内の民間賃貸住宅を活用する場合には、前項に加えて上記を確認できる書類（第14号様式）を添付することとする。

- 5 事業実施者は、交付申請後に、申請内容に変更が生じた場合には、速やかに横浜市介護職員住居借上支援事業補助金交付変更申請書（第10号様式及び別紙）により変更申請を行わなければならない。ただし、不動産賃貸借契約の更新等に伴う変更申請の場合、提出期限は当該年度における不動産賃貸借契約の更新日を含む月の末日までとする。事業実施年度内で提出期限を経過してから変更申請書を提出した場合、変更申請書の内容における補助対象期間は、変更申請書を提出した日を含む月からとする。申請を承認することを決定したときは、住居借上支援事業変更承認書（第13号様式）により行うものとする。

- 6 補助金規則第5条第3項の規定により、市長が補助金交付申請書への記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は、同規則第5条第2項第2号に定めるものとする。

(交付決定通知)

第10条 市長は、第9条に基づく申請書類を審査し、適正と認められる場合には、横浜市介護職員住居借上支援事業補助金交付決定通知書（第4号様式）をもって、交付を決定する。

- 2 市長は、第9条に基づく申請書類を審査し、適正と認められない場合には、横浜市介護職員住居借上支援事業補助金不交付決定通知書（第5号様式）をもって、不交付を決定する。

(申請の取下げの期日)

第11条 補助金規則第9条第1項の規定により、市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とする。

(実績報告)

- 第 12 条 補助金規則第 14 条第 1 項の規定により市長が定める事業実績報告の期限は、事業年度が終了した日又は事業が中止した日の翌日から 14 日以内とする。
- 2 補助金規則第 14 条第 1 項の規定により市長が定める事業実績報告に用いる書類は、次の各号に定める書類を用いなければならない。
- (1) 補助金規則第 14 条第 1 項第 1 号に基づく書類
横浜市介護職員住居借上支援事業補助金実績報告書（第 6 号様式）
 - (2) 補助金規則第 14 条第 1 項第 2 号に基づく書類
横浜市介護職員住居借上支援事業収支決算書（第 7 号様式）
- 3 市長が必要と認める補助金実績報告書への添付書類は、雇用・実習受入証明書（第 11 号様式）、地域活動実績報告書（第 12 号様式）、転出届出書記載事項証明又は住民票除票等の補助対象期間の終期まで補助対象住居に居住していたことがわかる書類、給与明細書又は賃金台帳、物件借上げに係る経費支払書（領収書等）とする。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、事業の執行の状況等に関し、事業実施者等から報告を求めることができる。
- 5 補助金規則第 14 条第 4 項の規定により、市長が完了報告書への記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は、同規則第 14 条第 1 項第 3 号に定めるものとする。
（補助金額の確定通知）
- 第 13 条 補助金規則第 15 条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市介護職員住居借上支援事業補助金交付額確定通知書（第 8 号様式）により行うものとする。
（補助金交付の時期及び請求）
- 第 14 条 補助金交付請求する時期は、申請者が、第 13 条で定める補助金額確定通知を受けた後とする。
- 2 補助金規則第 18 条第 1 項の規定による補助金の交付の請求に用いる書類は、横浜市介護職員住居借上支援事業補助金請求書（第 9 号様式）とする。
（補助金の経理）
- 第 15 条 事業実施者は、本要綱に基づく補助金を受領したときは、補助金規則に基づき、適正に管理し、本事業の実施に係る経費以外にこれを流用してはならない。
（補助金の返還等）
- 第 16 条 市長は、補助金の交付を受けた者が、前条に違反したと認められる場合、必要な手続きや書類の提出を行わない場合、若しくは本市の指導に従わない場合には、交付済みの補助金の全部又は一部について、返還を命じることができるとともに、当該年度中に交付が見込まれる補助金の交付を差し止めることができる。
- 2 市長は交付の決定を受けた者が、第 4 条第 2 項第 2 号から第 3 号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
（関係書類の保存）
- 第 17 条 事業実施者は、本要綱に基づき作成又は受領した書類について、作成又は受領した日の属する年度の終了後、5 年間保存しなければならない。
（警察本部への照会）
- 第 18 条 市長は、必要に応じ申請者又は第 10 条の決定を受けた者が、第 4 条第 2 項第 2 号から第 3 号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 8 月 6 日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、施行の日から適用する。

別表 1

補助対象経費	算定基準（千円未満切捨て）
賃借料 共益費（管理費）	1 戸当たり月額額の 1/2（3 万円を上限）。
上記のほか特に必要とするもので、 市長が認めたもの	※ 1 戸に複数で入居する場合は、賃借料・共益費（管理費）の合計額を、入居人数で除した額（3 万円を上限）を各々の算定基準とする。 ※ 住民票による介護職員の住居が確認できる期間とする。

※ 居住した日数が 1 か月に満たない場合は、当該月の日数にて日割り計算する。

年 月 日

横浜市長

法人所在地

法人名称

代表者職氏名

㊞

担当者氏名

電話番号

メールアドレス

横浜市介護職員住居借上支援事業補助金交付申請書

このことについて、横浜市介護職員住居借上支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 補助事業等の目的及び内容

横浜市内の介護施設に勤務する介護職員の住居借上げのため。

2 補助金交付申請額（千円未満切捨て）

円

3 補助事業等の期間（申請年度内で記載）

（開始日） 年 月 日 （完了予定日） 年 月 日

4 添付書類

- (1) 役員等氏名一覧表（第1号様式別紙1）
- (2) 補助対象介護職員一覧表（第1号様式別紙2）
- (3) 横浜市介護職員住居借上支援事業計画書（第2号様式）
- (4) 横浜市介護職員住居借上支援事業収支予算書（第3号様式）
- (5) 不動産賃貸借契約書（写し）

※契約書に共益費・管理費の記載がない場合には、共益費・管理費のわかる資料（例：住宅の賃貸借契約締結のご案内）

- (6) 雇用・実習受入証明書（第11号様式）
- (7) 住民票（補助対象介護職員分）

役員等氏名一覧表

横浜市暴力団排除条例第8条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。
また、記載された全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

法 人 名
代表者職氏名

印

年 月 日現在の役員

役職名	氏 名	氏名のカナ	生年月日 (大正 T,昭和 S,平成 H)	性別 (男・女)	住 所
代表者			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

補助対象介護職員一覧表

法人名

	補助金 申請 初回年 度	氏名	生年 月日 (西 暦)	国籍	在留 資格 ※外国人 の場合	採用 年月日 (西 暦)	勤務 施設名	前年度 補助金 申請の有無
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

横浜市介護職員住居借上支援事業計画書

法人名

施設名

住所（区から建物部屋番号まで）	
入居人数	合計 人（補助対象者（ ）人、補助対象者以外（ ）人）
補助対象介護職員氏名	
採用年月日	
補助対象期間	

※補助対象期間の開始が、月初以外からの場合、当該月は日割り表で計算した額をそれぞれ記入してください。

	賃借料	共益費 (管理費)	計	補助額合計 (※)	補助対象 職員Ⅰ	補助対象 職員Ⅱ	事業実施者 負担額	住居者 負担額
4月分								
5月分								
6月分								
7月分								
8月分								
9月分								
10月分								
11月分								
12月分								
1月分								
2月分								
3月分								
合計								

※補助額は、1戸当たりの賃借料と共益費（管理費）の合計月額額の1/2（3万円を上限）

※1戸に複数で入居する場合は、賃借料・共益費（管理費）の合計額を、入居人数で除した額（3万円を上限）を各々の算定基準とする。

ただし、住民票による介護職員の住居が確認できる期間のみ該当。
算出額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨て。

地域活動自治会等名	
地域活動内容	

横浜市介護職員住居借上支援事業収支予算書

法人名

収入		支出	
事業実施者負担額		賃借料	
横浜市負担金		共益費（管理費）	
住居者負担額			
収入合計		支出合計	

支出（第1四半期）	
賃借料	
共益費（管理費）	
支出（第1四半期）合計	

支出（第2四半期）	
賃借料	
共益費（管理費）	
支出（第2四半期）合計	

支出（第3四半期）	
賃借料	
共益費（管理費）	
支出（第3四半期）合計	

支出（第4四半期）	
賃借料	
共益費（管理費）	
支出（第4四半期）合計	

健高健第 号
年 月 日

法人名称
代表者氏名 様

横浜市 長 印

横浜市介護職員住居借上支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました、横浜市介護職員住居借上支援事業補助金の交付について、次のとおり決定しましたので、通知します。なお、交付する補助金の額については、実績報告書の提出後に補助金交付確定通知書をもって確定します。

1 交付決定の内容

(1) 補助事業の内容及び目的

横浜市内の介護施設に勤務する介護職員の住居借上げのため。

(2) 事業の概要

法人の名称 _____

法人の所在地 横浜市 区 _____

(3) 交付予定金額 _____ 円

(4) 交付の時期及び方法

裏面あり

2 交付の条件

- (1) 補助金規則第5条第1項第2号から第4号までに掲げる事項の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部又は一部の返還を求めます。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - エ 当該事業の継続が不可能となったとき。
 - オ その他法令、条例、規則又は横浜市介護職員住居借上支援事業補助金交付要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき。
- (5) 本事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けることはできない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金は除く。
- (6) 補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供することはできない。
- (7) 市長がこの補助金の交付に関して必要と認めた調査に協力すること。
- (8) その他、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市介護職員住居借上支援事業補助金交付要綱の定めに従うこと。（補助事業者等が社会福祉法人の場合は、社会福祉法第58条、社会福祉法人の助成に関する条例、横浜市補助金等の交付に関する規則、横浜市介護職員住居借上支援事業補助金交付要綱の定めに従うこと。）

3 留意事項

- (1) 補助事業に係る関係書類は、事業完了の日が属する年度の終了後5年間保存すること。

法人名称

代表者氏名 様

横 浜 市 長 ㊟

横浜市介護職員住居借上支援事業補助金不交付決定通知書

横浜市介護職員住居借上支援事業補助金に関し、 年 月 日付で申請のありました申請について、次のとおり決定しましたので通知します。

1 事業実施者名

2 不交付の理由

（報告先）
横 浜 市 長

（報告者）
法人所在地
法人名称
代表者職氏名 ⑩

（担当者氏名
電話番号
メールアドレス）

横浜市介護職員住居借上支援事業補助金実績報告書

年 月 日 健高健第 号で交付決定された横浜市介護職員住居借上支援事業補助金に係る補助事業等の実績について、次のとおり報告します。

1 補助事業に要した経費

_____ 円（交付決定額 _____ 円）

2 添付書類

- (1) 横浜市介護職員住居借上支援事業収支決算書（第7号様式）
- (2) 雇用・実習受入証明書（第11号様式）
- (3) 地域活動実績報告書（第12号様式）
- (4) 住民票又は退居日がわかる書類（転出届出書記載事項証明等）
- (5) 給与明細書又は賃金台帳（本人に住居費を負担させていないか確認できるもの）
- (6) 物件借上げに係る経費支払書（領収書、通帳の写し等）

横浜市介護職員住居借上支援事業収支決算書

法人名

収入		支出	
事業実施者負担額		賃借料	
横浜市負担金		共益費（管理費）	
住居者負担額			
収入合計		支出合計	

支出（第1四半期）	
賃借料	
共益費（管理費）	
支出（第1四半期）合計	

支出（第2四半期）	
賃借料	
共益費（管理費）	
支出（第2四半期）合計	

支出（第3四半期）	
賃借料	
共益費（管理費）	
支出（第3四半期）合計	

支出（第4四半期）	
賃借料	
共益費（管理費）	
支出（第4四半期）合計	

第8号様式（第13条）

健高健第 号
年 月 日

法人名称
代表者氏名 様

横浜市 長 印

横浜市介護職員住居借上支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日 第 号により、交付を決定した横浜市介護職員住居借上支援事業補助金については、次のとおりその金額を確定しましたので、通知します。

補助金交付確定額 _____ 円

年 月 日

（請求先）
横浜市 長

（請求者）
法人所在地
法人名称
代表者職氏名 ㊟

横浜市介護職員住居借上支援事業補助金請求書

横浜市介護職員住居借上支援事業補助金交付要綱に基づき、次のとおり補助金の交付を請求します。

補助額確定通知書番号	年 月 日 健高健第 号		
補助金請求額	¥ . ー		
振込先金融機関	金融機関名	銀行 支店	
	口座番号	普通・当座	
	フリガナ		
	口座名義人		

※請求者と口座名義が異なるときは、委任状等の添付が必要です。

年 月 日

（報告先）
横 浜 市 長

（報告者）
法人所在地
法人名称
代表者職氏名

⑩

横浜市介護職員住居借上支援事業補助金交付変更申請書

年 月 日 第 号で交付決定された横浜市介護職員住居借上支援事業補助金について、別添のとおり報告します。

- 1 添付書類
申請内容変更報告書（第10号様式別紙）
その他必要な資料

(第10号様式別紙)

申請内容変更報告書

法人名

変更事由発生日	年 月 日
変更事由詳細	

雇用・実習受入証明書

氏 名	
勤務・実習先名	
採用・受入開始 年 月 日	年 月 日
職 種	
採 用 形 態	常勤・パート・アルバイト・技能実習・その他（ ） 月の勤務日数【 日】
就 労 ・ 実 習 時 間	1 日あたりの勤務・実習時間（休憩時間を含む労働契約等上の時間） 【 時間 分】
その他特記事項※	

※退職した場合には、退職日を記載する。

上記の者は、記載のとおり在職していること、または実習中であることを証明します。

年 月 日

事業所名

雇用主名（代表者職氏名）

⑨

所在地

連絡先電話

地域活動実績報告書

法人名

【施設名 / 人目】

補助対象介護職員氏名	
住所 (区から建物部屋番号まで)	
地域活動した自治会等名	
地域活動内容	

上記地域活動内容に相違がないことを証明します。

年 月 日

自治会等名

代表者職氏名

印

法人名称

代表者氏名 様

横 浜 市 長 ㊟

介護職員住居借上支援事業変更承認書

横浜市介護職員住居借上支援事業費補助金に関し、 年 月 日付で申請のありました変更申請について、次のとおり承認しましたので通知します。

1 補助事業者名

事業所名： _____

2 承認の内容

民間賃貸住宅利用理由書

施設名	
施設住所	

①施設の近隣（半径 2 km以内）に対象団地がない場合

最も近隣の団地名	
住所	
施設までの距離	

・施設の近隣に対象団地がないことが客観的にわかる資料（地図等）を添付する

②施設の近隣（半径 2 km以内）にある対象団地に空きがない場合

近隣の団地名	
住所	
施設までの距離	

※施設の近隣（半径 2 km以内）にある団地をすべて記載すること。
必要に応じて表・行を追加すること。

・施設の近隣に上記の対象団地しかないことが客観的にわかる資料（地図等）を
すること
・空室がないことがわかる資料（HP等の空室状況や県公社・市公社・URからの問
合わせに対する回答等）を添付すること

③施設の近隣（半径 2 km以内）にある対象団地が民間賃貸住宅と比べて賃借料、
費（管理費）の合計額が高額な場合

近隣の団地名	
住所	
施設までの距離	
賃借料及び共益費（管理費）の合計額	

※施設の近隣（半径 2 km以内）にある団地をすべて記載すること。
必要に応じて表・行を追加すること。

近隣の民間賃貸住宅名	
住所	
施設までの距離	
賃借料及び共益費（管理費）の合計額	

・施設の近隣に上記の対象団地しかないことが客観的にわかる資料（地図等）を
すること
・それぞれの賃借料及び共益費（管理費）が確認できる資料（HP等の写しや県公
市公社・URからの問い合わせに対する回答等）